

高齢者交通安全ニュース

令和2年10月号

令和2年10月20日
埼玉県警察本部交通総務課



自転車の交通ルール等に関する問題です！

令和2年9月末現在、県内の自転車乗用中の交通事故死者数は17人で、その内、**高齢者が10人(約6割)**となっており、そのほとんどが自転車側に何らかの違反が認められました。

そこで、自転車の交通ルール等について再度確認をしてみましょう！

下記の自転車に関する問題を読み、正しいものには○の方に☑を、間違っているものには×の方に☑を入れてください。

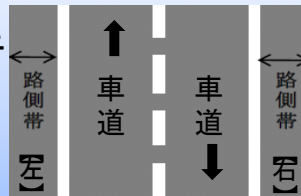
第1問

自転車で、歩道を通行できる年齢条件は、**「13歳未満」**または**「70歳以上」**である。

○
 ×

第2問

路側帯を通行するときは、進行方向の右側ではなく、**左側の路側帯を通行**しなければならない。



○
 ×

第3問

「一時停止」の標識がある場所を走行するときは、自転車も車両なので**必ず一時停止**をしなければならない。



○
 ×

第4問

まだ夜ではなかったが、薄暗くなってきたので、**早めに自転車のライトを点灯**した。



○
 ×

第5問

埼玉県では平成30年4月1日から、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例により、**自転車保険への加入が義務化**された。

○
 ×

それでは正解です。

正解は…すべて○です。全問正解できましたか？

自転車に乗る際は、万が一のことを考え、**ヘルメットをかぶり**、交通ルールを守って安全運転を心掛けましょう！！

